

令和3年	9月	策定
令和5年	1月	改定
令和5年	10月	改定

六ヶ所村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年9月

(令和5年10月改定)

六ヶ所村教育委員会

1 プログラムの目的

六ヶ所村では、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、主として交通安全の観点から通学路の危険があると認められる箇所について、児童生徒の安全確保に向け、関係機関と連携して合同点検を実施し、必要な対策内容について協議しました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「六ヶ所村通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関による連携のもと、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組めます。

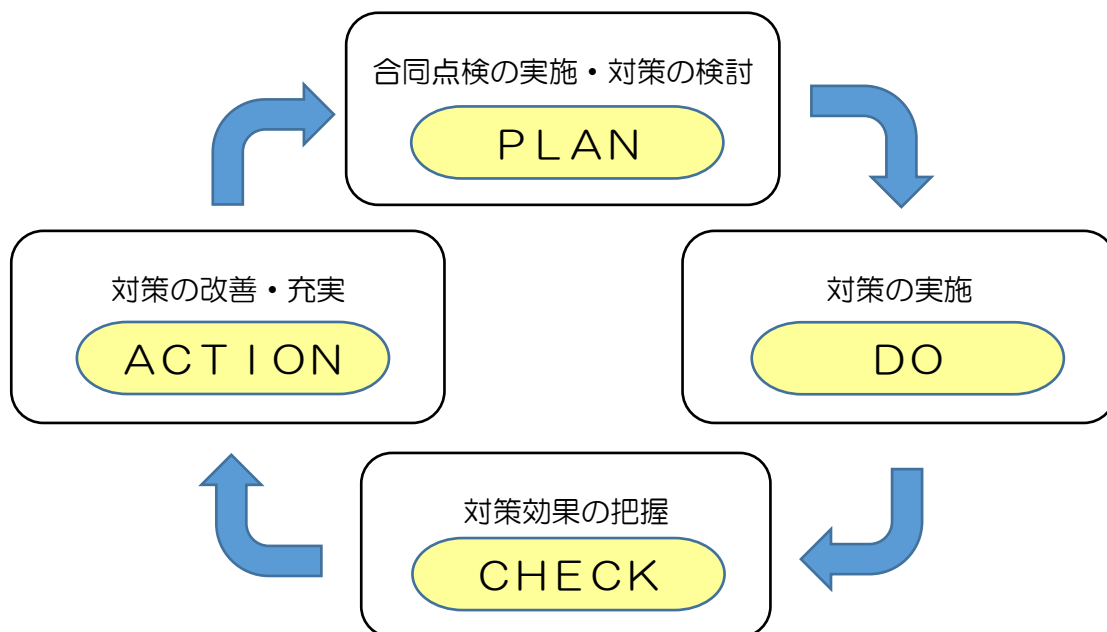
2 組織

通学路の合同点検を実施した関係機関

- ・ 野辺地警察署
- ・ 各校代表
- ・ 六ヶ所村建設課
- ・ 上北地域県民局（道路管理者）
- ・ 六ヶ所村総務課
- ・ 六ヶ所村教育委員会学務課

3 取組方針

本プログラムに基づき、関係機関による合同点検の実施や対策の内容の協議、それに基づく必要な対策の実施、さらには対策実施後の効果検証をP D C Aサイクルで実施します。



4 定期的な合同点検

(1) 合同点検の実施時期等

毎年1回合同点検を実施するほか、必要に応じて実施します。

(2) 合同点検の体制・対策の検討

小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。可能な限り、保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。対策が必要な箇所に応じた実施内容を関係機関と連携して検討します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果があがっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各関係者等のヒアリングを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

5 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

- ・別添① 令和5年度六ヶ所村立小中学校通学路対策箇所一覧表及び要対策箇所図
- ・別添② 令和4年度六ヶ所村立小中学校通学路対策状況一覧表及び要対策箇所図
- ・別添③ 令和3年度六ヶ所村立小中学校通学路対策状況一覧表及び要対策箇所図